

多度津町公示 第 49 号

地方税法第 20 条の 2 及び多度津町税条例第 18 条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

令和 8 年 7 月 2 3 日

多度津町長 丸尾 幸雄

| 年度      | 税目      | 送達する書類    | 氏名                 |
|---------|---------|-----------|--------------------|
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 納税通知書兼納付書 | 田中 秀孝              |
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 納税通知書兼納付書 | 市川 光朗              |
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 納税通知書兼納付書 | CICIH WIDIANINGSIH |
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 納税通知書兼納付書 | NENG NURAENI       |
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 納税通知書兼納付書 | 大爺 美和子             |
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 納税通知書兼納付書 | 河田 直斗              |
| 令和 8 年度 | 国民健康保険税 | 納税通知書兼納付書 | LE VAN HIEN        |

この書類は、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示の日から起算して 7 日を経過したときに送達を受けるべき者に送達したものとみなされます。

なお、当該書類は多度津町役場税務課で保管しており、送達を受けるべき者の申出によりいつでも交付します。